

平成30年度第3回理事会議事録（正）

一般社団法人 海洋会

1. 日 時 平成31年3月20日（水） 14:00～15:15
2. 場 所 東京都千代田区麴町4-5 海事センタービル701・702号会議室
3. 議 案
 - 第一号議案 平成31年度事業計画（案）について
 - 第二号議案 平成31年度収支予算書（資金収支）（案）並びに平成31年度正味財産増減予算書内訳表（案）について
 - 第三号議案 平成31年度第99回定時社員総会開催日について
 - 第四号議案 海本規5-01職員就業規則改定について

4. 報告事項

- (1) 社員選挙結果の報告
- (2) 横浜海洋会館収益改善計画について
- (3) 海洋会創立100周年記念事業特設委員会報告

5. 出席者（50音順、敬称略）

理 事

石田 隆丸	今村 洋一	岡本建之介	河原 健	神田 一郎
久門 明人	河原 健	鈴木 三郎	高橋 孜	平塚 惣一
三宅 庸雅	山本 勝			

監 事

甲斐 定彦
桑田 守

6. 議事の経過及びその結果

- (1) 事務局から、本日の理事会は、理事定数20名のところ出席者12名で、定款38条の規定により本会は成立していること、甲斐定彦監事並びに桑田守監事が出席されていることが報告された。
- (2) 定款39条の規定により会長が議長となり議事を進めた。まず、議事録について議長から「法令の定めるところにより、出席した代表理事及び監事が議事録に記名押印することが義務付けられている。なお、押印については、事務局が作成した議事録(案)をメールで送付するので確認頂き、必要箇所を訂正のうえ返送願ひ、事務局で議事録を作成させる。その後議事録（正）を郵送するのでご確認戴き、記名押印ののち返送戴きたい」と説明した。

(3) 議案の審議

配布資料の確認後、以下の通り議案が審議された。

第一号議案 事務局から「配付資料－1＜平成31年度事業計画（案）＞にて、平成31年度事業計画（案）は、太宗においては平成30年度事業計画を踏襲しているが、毎年物故者が約100名程度、高齢化により退会して行かれる会員が約100名程度、合計して毎年200名程度の会員数が減少していき、会費収入が減少していくという現実を直視しなければならない。平成31年度は収支改善を図っていくことを第一義として、事業計画を立案し、実行する」旨、説明を行った。その後、本議案につき議長より諮ったところ、全員異議なく承認された。

〈主な質問と回答〉

- ・（理事）配付資料－1の3頁に記述された、「レッドカードとイエローカードの文言」の意味を説明願いたい。
- ・（事務局）レッドカードとは、「最後に会費を支払った翌年から4年間会費を滞納した会員」が該当する。イエローカードは、「最後に会費を支払った翌年から3年間会費を滞納している会員」が該当する。

第二号議案 事務局から「配付資料－2＜平成31年度収支予算書（資金収支）（案）＞を示し、平成30年度の予算案では、事業活動収入は5,346万円でしたが、平成31年度の予算案では5,079万円となっており、会員数が減少する中であって266万円の減少に止まるものと予想した。

その理由として次の3点を挙げる。

- ① 基本財産利息収入が30年度は536万円を予想したが、平成31年度は140万円の利息収入しか得られないと見込む。これは、昨年2月、理事会の承認を戴き投資信託の安定した運用をはかるためにリバランスを行った結果、利息収入が減少したことに拠る。
- ② 会費収入は、毎年約200人程度の会員が減少していく中であって、平成30年度会費収入予想額に比べて、平成31年度は58万円減少に踏みとどまることが出来ると予想している。これは、会費未納者に対する会費納入対策を実施したことの効果が出てきたことも、理由の1つである。
- ③ 不動産賃貸収入が120万円増加しているのは、この後の報告事項（2）横浜海洋会館収益改善計画で説明するが、海洋会館2階テナント東京湾海事事業協同組合からシュリヤントラ株式会社へテナントが代わったことと、全入居テナントに対する共益費の値上げをお願いしたことによるものである」と説明した。

「次に、事業活動支出については、平成31年度の事業費は5,042万円、管理

費は 1,667 万円、合計 6,710 万円となり、事業活動収入との差額は、1,631 万円の赤字となることが予想される。前年度予算額における事業活動収支差額は 1,208 万円であり、赤字幅が 422 万円広がったことになる。これは、配付資料－4 <海洋会創立 100 周年記念事業 2019 年度予算（案）>に示したように、平成 31 年度に 100 周年記念事業を実行する為に必要な予算は、592 万円である。この費用を事業活動支出に組み込んだ結果である」と補足説明を行った。その後、平成 31 年度収支予算書（資金収支）（案）につき、議長より諮ったところ、全員異議なく承認された。

次に、事務局より「配付資料－3 <平成 31 年度正味財産増減予算書内訳表（案）>を示し、経常費用計の実施事業等会計の船員・海事調査研究 5,181,845 円、講演会等の開催 5,459,284 円、海事思想の普及 5,597,827 円、合計 16,238,956 円は、公益目的支出となっている。内閣府に提出している公益目的支出計画では、平成 31 年度の計画額は 1,423 万円であることより、それを上回る額での償還となる」と説明を行った。その後、平成 31 年度正味財産増減予算書内訳表（案）につき、議長より諮ったところ、全員異議なく承認された。

第三号議案 事務局から、「定款第 19 条（招集）により、社員総会の開催日の決定は理事会の議決事項になっており、2019 年度第 99 回定時社員総会の開催日を 6 月 21 日（金）15 時 00 分～ 海事センタービル 401・402 会議室で行う」旨、説明を行った。その後、本議案につき議長より諮ったところ、全員異議なく承認された。

第四号議案 事務局から「配付資料－5 <海本規 5-01 職員就業規則（改定案）>にて、非正規雇用者（海洋会は、本部事務局長、本部事務員、横浜・神戸事務室長が該当する）については、雇用期限がある直接雇用契約書を企業或いは団体等の中で締結する場合は一般的であり、この場合契約社員の労働条件は正規社員（以下、職員）と同じである必要はなく、職員就業規則に盛り込んでこれを準用する必要はないことから、職員就業規則第 3 条第 2 項、並びに同第 31 条第 2 項の一部を削除することと致したい」と説明を行った。その後、本議案につき、議長より諮ったところ、全員異議なく承認された。

（4）報告事項

報告事項（1） 事務局から「配布資料－6 <平成 31 年度社員選挙結果報告に関する件>を示し、海洋会社員推薦委員会の高瀬敏一委員長より、平成 31 年度社員選出選挙については、社員選出規程及び社員選出内規に従って公平・公正に実施され社員候補者 72 名は全員信任された、との報告書が提出された」と報告した。

報告事項（２） 事務局から「横浜海洋会館のテナントの現在の内訳は、下表に示す通りである。この度、２階テナント東京湾海事事業協同組合との賃貸

11.57 m ²	屋上	向かって左側	向かって右側
148.76 m ²	3階	海洋会横浜支部	横浜マリクラブ
148.76 m ²	2階	東京湾海事事業協同組合	株式会社国際海事検定社
148.76 m ²	1階	シュリヤントラ株式会社	協栄マリン株式会社
148.76 m ²	地下1階	有限会社ライジングサン	

契約書を解約して、新たにシュリヤントラ株式会社（経営者がインド人で、インドからの物品を輸入販売している）と賃貸借契約書を締結したこと、現在入居している全テナントに対して、共益費を一律 3,000 円値上げのお願いをして了解を得たことにより、賃貸料と共益費を合せて、年間 120 万円の収益が改善される」と報告した。

報告事項（３） 事務局から「今年の 8 月以降毎月 1 回委員会を開催しており、これまで計 6 回実施した。記念事業項目として、以下の項目が上げられている。

- （１）会誌の目録及び電子化データの作成
- （２）創立 70 周年後 30 年の歴史（会誌「海洋特集号」の発行）
- （３）創立 100 周年記念イベント
- （４）創立 100 周年祝賀会
- （５）東京・神戸両商船大学の寮歌集（DVD 等）作成・販売

上記の（３）と（４）については、オリンピックの開催日程を考慮し、2020 年 7 月 18 日（土）（決定ではない）に実施する方向で検討している。また、各支部には、支部としての記念事業を検討し、本部への要望事項を提出、5 月に予定している支部長連絡会議を開催して、100 周年記念事業に特化した要望・情報収集・意見交換を行う予定である」と報告した。

〈主な質問と回答〉

- ・（理事）支部での検討を行っているが、本部からの費用の補助は考慮されているのか。
- ・（事務局）考慮している。5 月に予定している支部長連絡会議の結果等を踏まえ、調整したいと考えている。

以上をもって本理事会の議事が終了したので、議長は 15 時 15 分に閉会を告げた。

(配布資料)

- 配付資料－1 平成31年度事業計画（案）
- 配付資料－2 平成31年度収支予算書（資金収支）（案）
- 配付資料－3 平成31年度正味財産増減予算書内訳表（案）
- 配付資料－4 海洋会創立100周年記念事業2019年度予算（案）
- 配付資料－5 海本規5－01職員就業規則（改定案）
- 配付資料－6 平成31年度社員選挙結果報告に関する件

上記の決議を明確にするため、この議事録を作成し、代表理事及び出席監事がこれに記名押印する。

平成31年3月29日

一般社団法人 海洋会

議長・代表理事 山本 勝 印

出席監事 甲斐 定彦 印

出席監事 桑田 守 印

平成31年度事業計画（案）

海洋会の沿革を遡れば、1875年（明治8年）11月1日「私立三菱商船学校」が設立され、その揺籃期を経て、1897年（明治30年）3月25日会員190人をもって組織された「商船学校校友会」に端を發します。その後1920年（大正9年）8月12日「神戸高等商船学校」が創立されたことを受けて、同年8月30日「社団法人商船学校校友会」として設立されました。以後1938年（昭和13年）6月25日「社団法人校友会」は「社団法人海洋会」に、更に2012年（平成24年）4月1日「一般社団法人海洋会」へ改称され、今日に至っています。従いまして、今年（2019年）は1920年（大正9年）8月30日「社団法人商船学校校友会」として設立されて以来99年目を迎えることになります。

次に、会員の母校である両商船大学の設立から大学統合に至るまでの歴史に触れてみることにします。

東京商船大学の前身は、1875年（明治8年）11月1日「私立三菱商船学校」が設立されたことに遡ることが出来ます。そしてその後長い間逋信省所管であった「商船学校」は1925年（大正14年）4月1日逋信省所管となり、校名も「東京高等商船学校」と改称されました。そして1945年（昭和20年）4月「東京高等商船学校」は、「神戸高等商船学校」「清水高等商船学校」と共に3校は統合されて「高等商船学校」が設立、1949年（昭和24年）11月30日には国立大学設置法の一部が改正されて逋信省所管「商船大学」に移行、1957年（昭和32年）4月1日には「東京商船大学」と改称されるに至りました。そして「国立大学構造改革の方針」の流れのなかで2003年（平成15年）10月東京商船大学と東京水産大学は統合し、半年後の2004年（平成16年）4月1日には、海洋科学部と海洋工学部の2つの学部を持つ「国立大学法人東京海洋大学」へ移行されました。更に2017年4月1日には、品川キャンパスにある海洋科学部と越中島キャンパスにある海洋工学部に加えて、海洋環境科学科と海洋資源エネルギー学科の2つの学部を持つ第3番目の学部「海洋資源環境学部」が品川キャンパス内に設立されました。

神戸商船大学の前身は、1917年（大正6年）9月「私立川崎商船学校」に遡ることが出来ます。その後、1920年（大正9年）8月12日「私立川崎商船学校」は、逋信省が所管する「神戸高等商船学校」と改称されます。そして1945年（昭和20年）4月「神戸高等商船学校」は、「東京高等商船学校」「清水高等商船学校」と共に3校は統合されて「高等商船学校」が設立されました。そして1952年（昭和27年）5月国立学校設置法の一部を改正して神戸商船大学を創設する法案が国会において可決成立したことを受けて、同年「神戸商船大学」が誕生しました。その後「国立大学構造改革の方針」の流れのなかで2003年（平成15年）10月に神戸商船大学は神戸大学に統合され、神戸大学の11番目の学部として「海事科学部」が発足、半年後の2004年（平成16年）4月1日には国立大学法人へと移行されました。

東京海洋大学は、大学側のガバナンスの一環として平成30年4月「東京海洋大学校友会」を設置して運用を開始致しました。「東京海洋大学校友会」に対する海洋会のスタンスは、独立した同窓会機能を有する海事団体として「東京海洋大学校友会」の中の団体校友とはならず、団体校友の枠の外から今まで通り校友会への支援・協力、並びに情報交換を行っていくことで協力を図っていくことになります。

現在、海洋会は多くの課題に直面しています。若者の入会者数の減少、高齢化とこれに伴う会員数の減少、これを受けて必然的に会費収入は右肩下がりに減少していく状況にあります。これらの事情も含めた平成31年度の活動目標を次の通りとします。

- (1) 一般社団法人としての海事社会への寄与
- (2) 新規会員加入、登録会員会費納入促進等による会費収入の増加
- (3) 支部活動の活発化、若者の支部活動参画の促進
- (4) 学生、教職員との間に立った産学の橋渡し、母校並びに学生との関係強化
- (5) 組織の互助機能強化による会員の福利促進

第1. 事業関係

平成31年度は、一般社団法人に移行して7年目を迎えることとなります。公益目的支出に計画している事業は、平成30年度と同様に(継1) 船員・海事に関する調査研究、(継2) 講演会の開催、(継3) 海事の普及活動、の3つの継続事業です。

(1) 船員・海事に関する調査研究

従来から常設委員会である「海事問題調査委員会」を中心として、その時々海事社会の動きに合わせて、調査研究対象の課題を取り上げてきました。平成31年度も「海事問題調査委員会」を中心として、調査研究を行っていきます。

(2) 講演会の開催

各支部が行っている講演会活動は、「公益目的支出計画」事業として位置付けており、平成31年度も従来通り重要な活動のひとつとして継続していきます。

(3) 海事の普及活動

東京海洋大学海洋工学部、神戸大学海事科学部、独立行政法人海技教育機構、海洋会支部と連携を図りながら、広く一般公衆の海や船への理解と関心を高める活動を中心に、海事産業における次世代人材確保のための活動を積極的に行っていきます。

以下は、従来からの継続事業です。

- ① 重要文化財「明治丸」並びに「百周年記念資料館」一般公開への支援
- ② 神戸大学海事科学部附属「海事博物館」一般公開への支援
- ③ 海洋会支部活動の一環として行われる関連イベントへの支援

(4) 会誌「海洋」の発行

会誌「海洋」は、年4回(4月号、7月号、10月号、1月号)発行を維持します。

会誌「海洋」を関係先へ継続して贈呈していきます。

(5) 会館の運営

今後とも本部、横浜並びに神戸の会館を公益及び収益事業活動の一環として運営を行っていきます。

(6) 会員の福利促進

会員の就職並びに転職については、インターネット版「求人情報提供サービス」をHPに構築し運営しています。会員の求人情報提供のサービスを行っていきます。

(7) 母校との交流強化並びに支援の継続

- ① 卒業時に優秀学生に「海洋会賞」を贈呈する。
- ② 学生の海事普及のための部活動、諸行事(学生祭)等を支援する。
- ③ 大学が計画する海外インターンシップへの支援、協力を行う。
- ④ 学生を対象とするランチセミナーを実施する。
- ⑤ 海技教育機構練習船が所蔵する「海洋会文庫」に図書を贈呈する。
- ⑥ 産官学の交流の橋渡しを行う。

第2. 会務関係

- (1) 社員総会、理事会、企画委員会、会務委員会、海事問題調査委員会、編集委員会等の開催
- (2) 会員入会環境の変化に対応したWEB版会員管理システムの機能向上
- (3) 会員に関する情報の整備と精度向上
- (4) ホームページからの発信と充実
- (5) 越中島キャンパス内に設置した「海洋会」掲示板を利活用し、教職員及び在学生に対する情報提供を図っていく。
- (6) 来る2020年8月30日海洋会は創立100周年を迎えます。この記念すべき年に、創立100周年記念事業を行うことを目的として、その準備のために「海洋会創立100周年記念事業特設委員会」を設置して、検討を行っていきます。

第3. 財務関係

- (1) 新入会会員確保の推進並びに会費未納会員の会費入金促進活動

新入会員を獲得するための活動を継続していきます。東京海洋大学海洋工学部では合格通知書の中に「海洋会入会案内及び振込用紙」を同封して送付しています。また、これまででは海洋資源環境学部合格通知書の中に海洋会を紹介するパンフレットを同封することは認めて貰えなかったが、今回初めて平成31年度入学合格通知書の中に同封することが認められた。本年度も引き続き海洋資源環境学部合格通知書の中に、海洋会を紹介するパンフレットを同封して、情宣を図っていきます。

更に、入学手続き並びにオリエンテーション時には、大学側に時間を戴いて准員の入会勧誘を実施します。既卒者である会費未納者への督促対策として、2019年1月号にレッドカード（会費を納入して頂かなければ、2019年1月号の会誌が最後になります）、イエローカード（会費を納入して頂かなければ、2020年1月号の会誌が最後になります）を同封して、注意喚起を行った。2020年も同様に、会費未納者に対して会費納入対策を実施していきます。

また、会員管理システムの機能にある会員用WEBサービスシステムや郵便等を利用して、未納会費入金の促進活動を実施していきます。

- (2) 財務状況の改善

会員の高齢化、若者の会員数の減少が続いていく状況の中で、経費節減に重きをおいた予算を実行していきます。

増収対策については、引き続き横浜海洋会館並びに海洋会神戸支部事務所の有効活用・収益改善を図っていきます。しかし当会の財務基盤の基本は飽くまでも会費収入です。東京海洋大学在学生准員加入者の准員費納入促進活動を強化していきます。

以上

収支予算書(資金収支) (案)

平成31年 4月 1日から平成32年 3月31日まで

一般社団法人 海洋会

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産等運用収入	1,408,000	5,363,000	△ 3,955,000
基本財産利息収入	1,408,000	5,363,000	△ 3,955,000
会費収入	29,700,000	30,288,000	△ 588,000
不動産賃貸収入	15,941,000	14,736,200	1,204,800
不動産賃貸収入	15,941,000	14,736,200	1,204,800
会館使用収入	1,041,000	562,000	479,000
広告料収入	2,278,000	2,224,000	54,000
会誌広告料収入	2,278,000	2,224,000	54,000
会館運営雑収入	71,000	68,000	3,000
雑収入	355,000	220,000	135,000
その他	355,000	220,000	135,000
事業活動収入計 ①	50,794,000	53,461,200	△ 2,667,200
2. 事業活動支出			
事業費 ②	50,429,596	49,257,528	1,172,068
役員報酬	1,742,094	2,055,294	△ 313,200
役員退職給付費用	52,313	0	52,313
役員退任慰労金	919,688	0	919,688
給料手当	11,781,246	12,944,730	△ 1,163,484
福利厚生費	1,429,505	1,474,224	△ 44,719
会議費	979,637	950,952	28,685
旅費交通費	2,954,253	1,186,624	1,767,629
通信運搬費	2,211,521	3,544,797	△ 1,333,276
消耗品費	540,914	338,647	202,267
事務機費	2,459,819	2,225,940	233,879
新聞図書費	317,952	183,321	134,631
修繕費	803,772	3,627,310	△ 2,823,538
印刷製本費	10,028,078	6,288,104	3,739,974
光熱水料	870,488	789,620	80,868
借地料	2,023,165	2,032,312	△ 9,147
借室料	778,999	827,594	△ 48,595
共益費	2,548,140	2,548,140	0
保険料	87,941	114,738	△ 26,797
諸謝金	150,347	150,347	0
租税公課	2,788,495	2,497,160	291,335
母校支援金	1,587,835	2,087,836	△ 500,001
講演会費	243,737	268,948	△ 25,211
事務委託費	464,527	453,851	10,676
清掃費	911,467	898,224	13,243
渉外費	130,064	118,187	11,877
会館運営雑費	92,566	73,087	19,479
雑費	1,531,033	1,577,541	△ 46,508

収支予算書(資金収支) (案)

平成31年 4月 1日から平成32年 3月31日まで

一般社団法人 海洋会

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
管理費 ③	16,677,386	16,291,584	385,802
役員報酬	1,484,006	1,750,806	△ 266,800
役員退職給付費用	44,563	0	44,563
役員退任慰労金	783,438	0	783,438
給料手当	3,519,074	3,866,608	△ 347,534
福利厚生費	426,995	440,352	△ 13,357
会議費	146,382	142,096	4,286
旅費交通費	785,308	315,432	469,876
通信運搬費	587,873	942,288	△ 354,415
消耗品費	243,020	152,146	90,874
事務機費	1,105,136	1,000,059	105,077
修繕費	130,847	590,492	△ 459,645
印刷製本費	527,794	330,953	196,841
光熱水料	373,066	338,408	34,658
借地料	867,071	870,991	△ 3,920
借室料	333,857	354,683	△ 20,826
共益費	1,092,060	1,092,060	0
保険料	37,689	49,173	△ 11,484
租税公課	1,195,069	1,070,212	124,857
事務委託費	1,083,896	1,058,987	24,909
清掃費	390,629	384,953	5,676
渉外費	303,483	275,771	27,712
集金費	809,146	845,768	△ 36,622
雑費	406,984	419,346	△ 12,362
事業活動支出計 ④=②+③	67,106,982	65,549,112	1,557,870
事業活動収支差額 ⑤=①-④	△ 16,312,982	△ 12,087,912	△ 4,225,070
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
基本財産取崩収入	1,703,125	32,000,000	△ 30,296,875
基本財産取崩収入	1,703,125	32,000,000	△ 30,296,875
投資活動収入計 ⑥	1,703,125	32,000,000	△ 30,296,875
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	6,044,352	7,096,082	△ 1,051,730
建物減価償却積立預金取得支出	4,949,814	5,284,984	△ 335,170
備品減価償却積立預金取得支出	637,653	906,163	△ 268,510
役員退任慰労引当預金取得支出	225,000	637,500	△ 412,500
退職給付引当預金取得支出	231,885	267,435	△ 35,550
投資活動支出計 ⑦	6,044,352	7,096,082	△ 1,051,730
投資活動収支差額 ⑧=⑥-⑦	△ 4,341,227	24,903,918	△ 29,245,145
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計 ⑨	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計 ⑩	0	0	0
財務活動収支差額 ⑪=⑨-⑩	0	0	0
当期収支差額 ⑫=⑤+⑧+⑪	△ 20,654,209	12,816,006	△ 33,470,215
前期繰越収支差額	0	0	0
次期繰越収支差額	△ 20,654,209	12,816,006	△ 33,470,215

正味財産増減予算書内訳表 (案)

平成31年 4月 1日から平成32年 3月31日まで

一般社団法人 海洋会

配付資料-3

(単位:円)

目	実施事業等会計				収益事業会計		その他会計			法人会計		合 計
	船員・海事調査研究	講演会等の開催	海事思想の普及	図書の発行	不動産の賃貸	会館運営費	会誌の発行	会員の福利増進	法人会計	法人会計		
管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	18,353,626	18,353,626	18,353,626	
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	0	1,484,006	1,484,006	1,484,006	
役員退職給付費用	0	0	0	0	0	0	0	0	44,563	44,563	44,563	
役員退任慰労金	0	0	0	0	0	0	0	0	783,438	783,438	783,438	
給料手当	0	0	0	0	0	0	0	0	3,519,074	3,519,074	3,519,074	
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0	0	426,995	426,995	426,995	
会議費	0	0	0	0	0	0	0	0	146,382	146,382	146,382	
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	0	0	785,308	785,308	785,308	
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	0	0	587,873	587,873	587,873	
減価償却費(建物)	0	0	0	0	0	0	0	0	1,484,944	1,484,944	1,484,944	
減価償却費(什器備品)	0	0	0	0	0	0	0	0	191,296	191,296	191,296	
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	0	243,020	243,020	243,020	
事務機費	0	0	0	0	0	0	0	0	1,105,136	1,105,136	1,105,136	
修繕費	0	0	0	0	0	0	0	0	130,847	130,847	130,847	
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	0	0	527,794	527,794	527,794	
光熱水料	0	0	0	0	0	0	0	0	373,066	373,066	373,066	
借地料	0	0	0	0	0	0	0	0	867,071	867,071	867,071	
借室料	0	0	0	0	0	0	0	0	333,857	333,857	333,857	
共益費	0	0	0	0	0	0	0	0	1,092,060	1,092,060	1,092,060	
保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	37,689	37,689	37,689	
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	0	1,195,069	1,195,069	1,195,069	
事務委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	1,083,896	1,083,896	1,083,896	
清掃費	0	0	0	0	0	0	0	0	390,629	390,629	390,629	
渉外費	0	0	0	0	0	0	0	0	303,483	303,483	303,483	
集金費	0	0	0	0	0	0	0	0	809,146	809,146	809,146	
雑費	0	0	0	0	0	0	0	0	406,984	406,984	406,984	
経常費用計	5,181,845	5,459,284	5,597,827	5,597,827	6,847,943	5,809,218	21,176,202	4,268,504	18,353,626	18,353,626	72,694,449	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 5,181,845	△ 5,459,284	△ 5,597,827	△ 5,597,827	9,093,057	△ 4,697,218	△ 18,898,202	△ 4,268,504	13,109,374	△ 21,900,449	△ 21,900,449	
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当期経常増減額 ⑤=①-④	△ 5,181,845	△ 5,459,284	△ 5,597,827	△ 5,597,827	9,093,057	△ 4,697,218	△ 18,898,202	△ 4,268,504	13,109,374	△ 21,900,449	△ 21,900,449	
2. 経常外増減の部												
(1) 経常外収益												
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2) 経常外費用												
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 5,181,845	△ 5,459,284	△ 5,597,827	△ 5,597,827	9,093,057	△ 4,697,218	△ 18,898,202	△ 4,268,504	13,109,374	△ 21,900,449	△ 21,900,449	
一般正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一般正味財産期末残高	△ 5,181,845	△ 5,459,284	△ 5,597,827	△ 5,597,827	9,093,057	△ 4,697,218	△ 18,898,202	△ 4,268,504	13,109,374	△ 21,900,449	△ 21,900,449	
II 指定正味財産増減の部												
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
III 正味財産期末残高	△ 5,181,845	△ 5,459,284	△ 5,597,827	△ 5,597,827	9,093,057	△ 4,697,218	△ 18,898,202	△ 4,268,504	13,109,374	△ 21,900,449	△ 21,900,449	

海洋会創立100周年記念事業 2019年度予算（案）

項番	項 目	備 考	金額 (円) □
1	会誌データ化と製本作成	スキャン→PDF/会誌「海洋」合本	2,500,000
2	会誌（目次－目録）	A5版、300頁、100部/入力アルバイト料	1,100,000
3	寮歌CD作成	スタジオ借用/歌唱（指揮者・会員）（謝礼）/雑費	1,000,000
4	イベント資料作成	アルバイト2名 X 10日 X 6,000円（4時間/1日+交通費）	120,000
5	特設委員会事務局員	【4万円（4日/1ヵ月）+ 4千円（交通費）】 X 7ヵ月	308,000
6	特設委員会委員交通費	@75,000（1回/1ヵ月） X 12ヵ月	900,000
7			
		合 計	5,928,000

文書番号：海本規5－01

一般社団法人海洋会 職員就業規則 (改定案)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号）の定めるところにより、一般社団法人海洋会（以下「本会」という）の職員の就業に関する事項を定める。

(職員の定義)

第2条 この規則において職員とは、本会に継続して雇用され、常時本会の業務に従事する者であつて、会長が職員として任命したものをいう。

(規定していない事項の取り扱い)

第3条 職員の就業に関し、この規則に規定していない事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

~~2 嘱託として雇用される者、非常勤の性格を有する者、本会以外の他の法人から派遣される者の就業に関しては、この規則を準用するものとし、これにより難いものについては、別に会長の定めるところによる。~~

第2章 勤 務

第1節 勤務心得

(職務の遂行)

第4条 職員は勤勉を旨とし、本会の諸規則を守り、所属長の指示命令に従い、相互に協力して、誠実且つ公正にその職務を遂行しなければならない。

(禁止行為)

第5条 職員は、本会の信用を傷つけ、又は、本会の不名誉となるような行為をしてはならない。

2 職員は、業務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

3 職員は、会長の許可を受けずに他の業務に従事してはならない。

第2節 勤務時間、休憩及び休日

(勤務時間)

第6条 職員の勤務時間は、平日において午前9時30分から午後5時30分までとする。

(休憩時間)

第7条 職員の休憩時間は、平日において12時から午後1時までとする。

(勤務時間及び休憩時間の変更)

第8条 本会の業務のため必要があるときは、第6条及び前条の規定に係わらず勤務時間、又は休憩時間を変更することができる。

(休日)

第9条 休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日（その日が日曜日にあたるときは、その翌日）
- (3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- (4) その他本会の定める日

第3節 時間外勤務及び休日勤務

(時間外勤務及び休日勤務)

第10条 本会は、業務上必要があるときは、第6条の勤務時間を延長し、又は、前条の休日に勤務を命ずることができる。

2 職員は、前項により休日勤務を命ぜられたときは、代日休暇を受けることができる。

(女子職員及び年少者の特例)

第11条 女子職員及び18才未満の職員は、休日に勤務させない。但し、業務上やむを得ない事により勤務させるときは、代日休暇を与えるものとする。

第4節 出勤及び退出

(出勤及び退出)

第12条 職員は、出勤及び退出の時刻を記録しなければならない。但し、始業時間に遅刻したときは、その事由を所属長に届け出なければならない。

(遅刻及び早退等)

第13条 職員は、遅刻、早退、又は勤務時間中に外出しようとするときは、予め所属長の許可を受けなければならない。

2 前項の、遅刻、早退又は外出が、職務上、又は、やむを得ない事由によるときは、所定の勤務をしたものとみなす。

(適用除外)

第14条 職員のうち、会長の指定する管理、又は監督の地位にある者は、第2節から第4節までの規程の適用を除外し、会長が別に定める。

第5節 休暇及び欠勤等

(年次休暇)

第15条 職員は、毎年1月1日から12月31日までの間において20日の年次休暇を受けることができる。

但し、年の途中で採用された職員の年次休暇は次のとおりとする。

採用月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
年次休暇日数	19	18	17	15	13	12	10	8	7	5	3	1

- 2 前項の年次休暇の未使用分は、翌年に限り繰り越すことができる。
- 3 職員は半日を単位として年次休暇を受けることができる。この場合においては2回をもって年次休暇の1日とみなす。

(年次休暇の届け出)

第16条 職員は、年次休暇を受けようとするときは、予め所属長に届け出て、許可を受けなければならない。

- 2 職員は、傷病その他の事由により欠勤したときは、事後において、その欠勤日を年次休暇に振り替えることができる。

(特別休暇)

第17条 職員は、第15条に定める年次休暇のほか次の各号に定める特別休暇を受けることができる。

- (1) 本人が結婚するとき 7日以内
 - (2) 父母、配偶者、又は、子が死亡したとき 7日以内
 - (3) 祖父母、孫、兄弟姉妹、配偶者の父母、又は、子の配偶者が死亡したとき 5日以内
 - (4) 本人が分娩するとき 産前6週間（多胎妊娠にあつては10週間） 産後8週間
 - (5) 配偶者が分娩するとき 2日以内
- 2 前項の場合において、所属長が必要と認めたときは、旅行に要する日数を、前各号所定の日数に加算することができる。
 - 3 職員は、特別休暇を受けようとするときは予め所属長に願い出て許可を受けなければならない。

(生理休暇)

第18条 女子職員で生理日の勤務が著しく困難なときは、必要な日数の生理休暇を受けることができる。

- 2 前項の規定により生理休暇を受けようとするときは、所属長に届け出なければならない。

(欠勤)

第19条 職員は、欠勤しようとするときは、予めその事由を付して所属長に届け出なければならない。

但し、止むを得ない事由により予め届け出が出来なかつた時は、遅滞なくその旨を所属長に届け出なければならない。

- 2 前項の場合において、傷病のため1週間以上にわたり欠勤するときは、医師の診断書を添えるものとする。
- 3 職員が、次の各号に掲げる理由により欠勤した場合において必要な届け出をしたときは、出勤の扱いとする。
 - (1) 公民権の行使、又は、義務の履行のため必要なとき

- (2) 天災地変その他これに準ずる災害にかかったとき
- (3) 伝染病予防のため就業を禁止され、又は、そのために交通を禁止されたとき
- (4) 交通機関の事故のとき
- (5) その他前各号に準ずるやむを得ない事由によるとき

第6節 出張

(出張命令)

第20条 本会は、業務のため必要があるときは、所定の手続きにより出張を命ずる。

- 2 職員は、出張中において命令の内容に従い行動が出来ないと認められるときは、遅滞なくその旨を所属長に報告し、その指示を受けなければならない。

(報告)

第21条 職員は、出張が終わったときは遅滞なく書面、又は口頭で所属長に報告しなければならない。

(出張中の勤務)

第22条 出張中の勤務は、所定の勤務をしたものとみなす。

(旅費)

第23条 出張を命ぜられた者に対しては、別に定める旅費規程により旅費を支給する。

第3章 給 与

(給与)

第24条 職員の給与は、別に定める給与規程により支給する。

第4章 任 免

第1節 採 用

(採用方法等)

第25条 職員の採用は、原則として面接及び選考試験の結果に基づいて行なう。

- 2 採用された職員は、採用された日から3月以内の試用期間を設けるものとする。但し、特にその必要がないと認めた者についてはこの限りでない。
- 3 本会は、前項の試用期間中において、職員としてふさわしくないと認められるときは、第30条の規定にかかわらず解雇することができる。
- 4 試用期間は、勤続期間に通算する。

(提出書類)

第26条 新たに職員として採用された者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。但し、本会が特に指示した場合はその一部を免除する。

- (1) 履歴書及び写真
- (2) 住民票記載事項の証明書

- (3) 誓約書及び身元保証書
 - (4) 医師による健康診断書
 - (5) 人事管理上必要なものとして指示された書類。
- 2 前項の提出書類の記載事項に異動があったときは、その都度速やかに届け出なければならない。

第2節 休 職

(休職)

第27条 本会は、職員が次の各号の一に該当するときは、休職とする。

- (1) 業務外疾病による欠勤の期間が、勤続期間3年未満の者は3月、勤続期間3年以上の者は6月を越えるとき
- (2) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定める通勤災害による欠勤の期間が1年を越えるとき
- (3) 刑事事件で起訴されたとき
- (4) その他特別の事由があるとき

第28条 前条第1号及び第2号による休職期間は、療養に要する程度に応じ、2年以内の期間とする。

- 2 前条第3号による休職期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。但し3年を限度とする。
- 3 前条第4号による休職期間は、その都度定める。

(復職)

第29条 休職期間中において休職事由が消滅したときは復職させる。

第3節 解雇及び退職

(解雇)

第30条 本会は、職員が次の各号の一に該当するときは、解雇する。

- (1) 精神、又は、身体に著しい障害があつて職務に耐えられないとき
- (2) 第49条の規定により解雇の処分を受けたとき

(退職)

第31条 職員が次の各号の一に該当したときは、退職とする。

- (1) 死亡したとき
 - (2) 退職を願い出て認められたとき
 - (3) 業務上の負傷、又は、疾病に対し、第42条の打切補償が行なわれたとき
 - (4) 休職期間が満了した場合において、なお休職事由が消滅しないとき
 - (5) 定年に達したとき
- 2 定年は、満60歳~~（嘱託として雇用される者については満70歳）~~とし、定年に達した日の属する月の末日に退職とする。
- 3 職員が自己の都合により退職しようとするときは、少なくとも1月前までに、文書により会長に願い出なければならない。

(退職手当)

第32条 職員が退職したとき、又は解雇されたときは、別に定める退職手当支給規程により退職手当を支給する。

第5章 安全及び衛生

(協力義務)

第33条 職員は、安全及び衛生に関する規則を守り、安全及び衛生の保持に努めなければならない。

(出勤制限)

第34条 職員は、伝染病その他就業上不相当と認められる疾病に罹った場合は、所定の期間について出勤を禁止、又は制限されることがある。

(伝染病の届け出)

第35条 職員は、本人及び同居者、又は、近隣の者が法定伝染病に罹った場合は、速やかにその旨を所属長に届け出なければならない。

(健康診断)

第36条 本会は、職員に毎年定期的に健康診断を受けさせることとする。

(健康管理)

第37条 本会は、前条の健康診断の結果に基づいて勤務時間の短縮その他健康管理上必要な措置を執ることとする。

第6章 災害補償

(療養補償)

第38条 職員が、業務上負傷し、又は疾病に罹ったときは、本会は労働基準法の定めるところにより療養補償を行なう。

(休業補償)

第39条 職員が前条の規定による療養のため労働することが出来ないで給与を受けない時は、本会は、その期間中、労働基準法の定めるところにより休業補償を行なう。

(障害補償)

第40条 職員が業務上の負傷、又は疾病がなおった場合においてなお身体に障害が存する時は、本会は、その障害の程度に応じて、労働基準法の定めるところにより障害補償を行なう。

(遺族補償及び葬祭料)

第41条 職員が業務上死亡したときは、本会は遺族に対して労働基準法の定めるところにより遺族補償を行なう。

- 2 前項の場合、葬祭を行なう者に対しては、労働基準法の定めるところにより葬祭料を支払う。

(打切補償)

- 第42条 災害補償を受ける職員が、療養開始後3年を経過しても負傷、又は、疾病が治らないときは、本会は、労働基準法の定めるところにより打切補償を行なうことが出来る。
- 打切補償を行なった後は、この章に規定する補償を行なわない。
- 2 前項の打切補償を行なう時点で職員が労働者災害補償保険法に定める傷病補償年金を受けている場合は、本会は打切補償を行なったものとする。

(保険給付との関係)

- 第43条 職員が同一の事由について、労働者災害補償保険法の定めるところによってこの章の災害補償に相当する保険給付を受ける場合には、本会はこの章に規定する補償を行なわない。

第7章 福利厚生

(社会保険)

- 第44条 職員は、法令の定めるところにより社会保険に加入し給付を受けることとする。

(慶弔見舞金)

- 第45条 本会は、職員に対し別に定める慶弔見舞金規程により慶弔見舞金を支給する。

第8章 表彰

(表彰)

- 第46条 本会は、職員が次の各号の一に該当するときは、これを表彰する。
- (1) 業績が顕著であって、本会の業務に貢献したとき
 - (2) 永年勤続し、勤務成績操行ともに他の職員の模範となるとき

(表彰の方法)

- 第47条 表彰は、会長が賞状及び副賞を授与して行なう。

第9章 懲戒

(懲戒)

- 第48条 職員が、次の各号の一に該当するときは、情状に応じてこれを懲戒する。
- (1) この規則に定める禁止規定に違反したとき
 - (2) 職務上の義務に違反し、又は、職務を怠ったとき
 - (3) 本会の信用を傷つけ、又は、本会に損害を及ぼすような行為があったとき
 - (4) その他前各号に準ずる不都合な行為があったとき

(懲戒処分の種類及び内容)

第49条 懲戒処分は、次のとおりとする。

- (1) 戒告 始末書を提出させ、将来を戒める。
- (2) 減給 始末書を提出させ、労働基準法の定める額の範囲で給与を減額する。
- (3) 停職 始末書を提出させ、3月以内の期間を定めて出勤を停止する。このときは、その期間中の給与は支給しない。
- (4) 解雇 行政官庁の認定を受け、予告しないで解雇する。

(損害賠償)

第50条 職員が故意、又は重大な過失により本会に損害を及ぼしたときは、前条の規定により懲戒処分するほか、情状により損害の一部、又は全部を賠償させることがある。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の認可後の登記の日から施行する。

来歴

平成 6年10月 1日	施行
平成24年 3月15日	文書番号付与
平成31年 3月20日	改定

平成31年3月1日

一般社団法人 海洋会
理事会 御中

一般社団法人海洋会 社員推薦委員会
委員長 高瀬敏



平成31年度社員選挙結果報告に関する件

平成31年度社員選出選挙に付きましては、平成31年2月28日をもって投票を締め切りましたので、その結果について下記御報告申し上げます。

記

1. 選挙公示から社員選挙に至るまでの経緯

- (1) 会誌「海洋」8月号に社員選挙を公示し、立候補者の受付を開始する。
- (2) 事務局は、海本規1-03社員選出規程に従い、社員推薦委員会委員名簿15名を策定する。
- (3) 平成30年度第2回理事会に於いて、社員推薦委員会委員15名が承認される。
更に、平成31年度選出社員総数は72名とすることが議決される。
- (4) 海洋会会長は、社員推薦委員会を招集し開催する。社員推薦委員会は、
 - ①会誌「海洋」8月号で社員の立候補を行い此れに応募した立候補者
 - ②東京支部・横浜支部・神戸支部からは4名、その他の支部からは2名の推薦を受けた立候補者
 - ③社員推薦委員会が正会員の中から推薦した候補者の中から72名をリストアップして、海洋会会長に72名の名簿を提出した。
- (5) 会誌「海洋」1月号に「社員立候補者並びに推薦委員会から推薦された社員候補者」リストを掲載すると同時に本号に投票用紙（葉書）を綴じ込んで社員選挙の投票を実施した。
- (6) 平成31年2月28日をもって投票を締め切った。
結果、社員として推薦出来ない該当者は無かった。

2. 評価

平成31年度社員選挙は、社員立候補受付から社員選挙に至るまで、社員選出規程及び社員選出内規に従って公平・公正に実施されており、社員候補者72名は全員信任された。

以上

平成31年度社員選挙

「社員立候補者並びに社員推薦委員会から推薦された社員候補者」リスト

（社員任期：平成31年4月1日～平成33年3月31日）

番号	氏名	卒業学科	番号	氏名	卒業学科	番号	氏名	卒業学科
1	浅木 健司	神大N28	26	木下 哲也	神大E22	51	西井 典子	神大BN50
2	石津 則昭	東大N26	27	久郷 良夫	東大N23	52	西山 周作	神大E24
3	石田 隆丸	東大N22	28	桑田 守	神大E15	53	狭間 満雄	神大E20
4	磯崎 道利	東大N27	29	小暮 晶一	東大N19	54	橋本 正孝	神大E17
5	井手 祐之	神大E14	30	小島 茂	東大N17	55	浜田 俊政	東大N20
6	井上 一規	東大N23	31	小山 智之	東大N30	56	半田 收	東大N21
7	今村 洋一	神大E21	32	佐田 昌弘	神大E20	57	肥後屋穰治	神大A 3
8	岩井 勢二	東大E23	33	佐藤 元洋	東大N22	58	平塚 惣一	神大N21
9	岩本 勝美	東大E26	34	里 憲	東大E 6	59	藤井 照久	東大N23
10	江川 央生	東大N22	35	庄司 勉	東大E28	60	藤嶋 真司	神大E24
11	遠藤 充	東大E38	36	庄司 るり	東大N34	61	藤原 義和	神大E17
12	岡本建之介	神大E14	37	杉山 桂	東大N36	62	増田 恵	東大N16
13	奥野 健司	東大N38	38	陶山 和民	東大E19	63	光島 正宏	神大N21
14	小沢 純一	東大E22	39	関根 博	東大N24	64	光延 秀夫	東大E22
15	掛谷 茂	東大E22	40	高瀬 隆雄	神大N27	65	三宅 庸雅	神大N20
16	葛西 弘樹	東大N25	41	高瀬 敏一	東大E19	66	宮野 義広	東大N10
17	加藤 光一	東大N31	42	田島波留生	東大N18	67	村井 五郎	神大N13
18	加藤 学	神大N21	43	田中 伸和	神大N27	68	村山 義夫	東大N22
19	門野 英二	東大N30	44	長南 賢司	東大E26	69	矢野 経征	東大N10
20	金田 章治	神大N22	45	百目鬼 健	東大E28	70	山崎 祐介	神大N 9
21	神谷洋一郎	東大N15	46	長田 泰英	東大N38	71	山本 廣	東大N23
22	河原 健	東大N14	47	中西 友則	神大NN2	72	脇屋 伯英	神大E16
23	神田 一郎	神大E20	48	中村 安宏	神大N25			
24	岸本 宗久	東大N 9	49	浪岡 哲史	東大E23	補欠	綾 清隆	神大N29
25	岸 良彬	神大E10	50	成毛 克彦	神大A11	補欠	城戸 知子	東大ME5